

令和3年度社会福祉法人等指導監査等方針

高齢介護課

社会福祉法人、指定居宅支援事業所及び地域密着型指定事業所並びに介護予防・生活支援サービス事業指定事業所（以下、「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査及び実地指導（以下、「指導監査等」という。）は、社会福祉法人等の適正な運営が確保され、利用者に対する福祉サービスが充実することを目的として、関係法令及び関係通知に基づき実施している。

令和3年度の指導監査等においては、令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大により、実施することができなくなった指導監査等の分も含めて、特に次の事項について重点を置き指導監査等を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、指導監査等を延期する等、状況によって判断する。

なお、指導監査等の対象となる社会福祉法人等に対しては、指導監査等実施日の概ね1か月前までに通知することとする。

【社会福祉法人の重点事項】

平成29年4月の改正社会福祉法施行後4年が経過し、その後、社会福祉法の一部改正も行われている。本市では、これまで県の指導監査で指摘の多かった事項、改善を要すべき事項を重点的に確認する。

（1）適正な組織運営

ア 定款は、法令に従い必要事項が記載されているとともに、変更が所定の手続きを経て行われているか。また、定款が法令に従い、公表・公開されているか。

イ 評議員が法令及び定款に定める員数となっているか。また、評議員会の招集、決議、議事録の作成・保存は適正に行われているか。

ウ 役員（理事・監事）について、法令及び定款に定める手続きにより適正に選任されており、法令及び定款に定める員数となっているか。また、評議員会及び理事会を連続して欠席している者がいないか。

エ 理事会は、法令及び定款の定めに従って開催され、決議の手続きが法令及び定款の定めにより行われているか。また、理事長等が職務の執行状況について理事会に報告を行うとともに、議事録の作成保存が適正に行われているか。

オ 評議員、理事、監事等の報酬について、その額が法令で定めるところにより定められているか。また、報酬等の支給基準について、法令で定めるところにより定められているか。また、報酬等の支給基準について、法令

に定める手続きにより定め、公表しているか。

(2) 適正な資産管理

- ア 社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。
- イ 市長の承認を得ず、基本財産の処分、担保提供が行われていないか。
- ウ 基本財産以外の固定資産の処分について、理事長の承認が得られているか。

(3) 適正な会計管理

- ア 会計責任者と出納担当者は別の者が任命されるなど内部牽制体制が確立しており、必要な業務を遂行しているか。また、理事長が任命したことが明確に確認できるか。
- イ 社会福祉法人会計基準等に基づいて経理規程が作成され、会計処理が行われているか。また、月次試算表等の作成が遅滞なく適正に行われ、決裁を受けた後、保存されているか。
- ウ 資金の運用（使途、繰入れ、繰替使用等）、予算管理及び現金管理等及び運営費の弾力運用（使途、前期末支払資金残高の取扱い等）は適正になされているか。
- エ 社会福祉事業、公益事業、収益事業について、法令等に基づき適切に区分されているか。また、サービス区分は、指定基準等に基づき適正に区分されているか。
- オ 各種引当金への計上は適正に行われているか。また、国庫補助金等特別積立金への積立及び取崩しは適正になされているか。
- カ 入札及び契約事務は適正に行われているか。随意契約は、予定価格が一定の額を超えていない等、合理的な理由に基づき適正に行われているか。価格による随意契約を行う場合には、複数業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断しているか。継続契約について、契約の更新の都度、契約の妥当性について検討が行われているか。
- キ 決算について、法令及び定款の定めに従い適正に手続きが行われ、計算書類及び付属明細書が適正に作成されているか。また、財産目録は社会福祉法人会計基準に係る国の運用通知に基づき適正に作成されているか。
- ク 社会福祉充実残額が適正に計算され、残額が生じた場合は、社会福祉充実計画が法令の定めに従い適正な手続きにより作成され、承認を得ているか。

(4) 不祥事の防止

- ア 理事会及び監事監査機能が形骸化していないか。
- イ 理事会で決定すべき事項を理事長が専決していないか。
- ウ 施設の資金を他に貸し付ける等、不適切な取扱いがなされていないか。
- エ 施設の資金が、みだりに内部流用されていないか。

【地域密着型指定サービス事業所等の重点事項】

(1) 利用者処遇・支援の充実

- ア サービスの提供に当たっては、利用者個人の尊厳が守られ、利用者の意向、希望等が尊重されているか。また、身体拘束の廃止及び虐待防止のための取組みが行われているか。
- イ 利用者に対して個別の処遇・支援計画等が策定され、必要に応じて見直しが行われているか。

(2) 利用者預かり金の管理の徹底

利用者からの預かり金について、預かり金管理規程に基づき適正に管理されているか。特に預かり金の収支状況について、施設長による定期的な点検や家族等への報告が適切に行われているか。(施設のみ)

(3) 安全管理の徹底

- ア 事故防止対策マニュアル等を整備・周知するなど安全管理に取り組んでいるか。また、事故発生時はマニュアル等に基づき迅速・的確に対応し、関係機関に速やかに報告が行われているか。
- イ 感染症の発生及びまん延等に関する取組が行われているか。
施設系サービス…現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、
訓練(シミュレーション)の実施等
その他のサービス…委員会の開催、指針の整備、研修の実施、
訓練(シミュレーション)の実施等

(4) 必要な職員の配置

- ア 必要な資格要件を満たす管理者等が配置されているか。また、施設等の職員配置基準に基づき必要な人員が配置されているか。

(5) 施設運営

- ア 施設長等施設の幹部職員の給与が当該施設の給与水準に比較して極めて高額で、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題がないか。また、

- 幹部以外の職員の給与が当該施設の同種の施設の給与水準に比較して著しく低額に設定されているなど、職員の処遇に問題がないか。
- イ 職員の勤務や給与に対して、就業規則、給与規程等が適正に整備され、これらに則って職員の処遇が行われているか。また、労働基準法等労働関係法令が遵守されているか。
 - ウ 職員の資質向上を目的とした研修の機会が確保されているか。また、必要な委員会等が設置され、開催されているか。
 - エ 夜間勤務時の引継時間の確保等、必要な勤務体制が整備されているか。
(施設のみ)
 - オ 運営規程に従業員の職種や員数、緊急時等の対応方法、利用者から徴収する費用の額等、必要な事項が明記されているか。
 - カ 施設等の運営について、暴力団員等から支配を受けていないか。また、暴力団員等が施設長となっていないか。

(6) 防災体制の充実強化

火災防止体制の強化だけでなく、自然災害に関する具体的な防災計画が策定され、非常時の際の関係機関への通報や連絡体制が整備されているか。また、避難訓練や夜間訓練等、必要な訓練が実施されているか。

(7) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が出来ているか。

【居宅支援事業所の重点事項】

(1) 利用者処遇・支援の充実

- ア 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意向、希望等が尊重されているか。
- イ 利用者に対して個別の支援計画等が策定され、必要に応じて見直しが行われているか。
- ウ 利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に偏っていないか。

(2) 安全管理の徹底

事故防止対策マニュアル等を整備・周知するなど安全管理に取り組んでいるか。また、事故発生時はマニュアル等に基づき迅速・的確に対応し、

関係機関に速やかに報告が行われているか。

(3) 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が行われているか。

(4) 必要な職員の配置

必要な資格要件を満たす管理者等が配置されているか。また、職員配置基準に基づき必要な人員が確保されているか。

(5) 事業所運営

ア 職員の勤務や給与に対して、就業規則、給与規程等が適正に整備され、これらに則って職員の処遇が行われているか。また、労働基準法等労働関係法令が遵守されているか。

イ 職員の資質向上を目的とした研修の機会が確保されているか。また、必要な委員会等が設置され、開催されているか。

ウ 運営規程に従業員の職種や員数、緊急時等の対応方法、利用者から徴収する費用の額等、必要な事項が明記されているか。

エ 事業所運営について、暴力団員等から支配を受けていないか。